

# 要 望 書

令和 8 年 1 月 26 日

京葉広域行政連絡協議会

## 1. 県流域下水道の管路の適切な維持更新について

下水道は、市民の日常生活に欠くことのできない社会基盤施設であり、将来にわたり事業を安定的に継続していかなければなりません。

しかし、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道を起因とした道路陥没事故では、約120万人の方々が一時下水道の使用自粛を求められるなど甚大な影響が生じ、強靭で持続可能な下水道施設の構築が喫緊の課題となっています。

こうした状況の中、令和7年6月6日に閣議決定された「第1次国土強靭化実施中期計画」では、下水道について防災・減災対策と老朽化対策の一体的推進を図っていく考え方とそれを達成するための推進施策が示されたところです。

については、県流域下水道の管路について、防災・減災対策及び老朽化対策を一層推進し、持続可能な下水道の確保のため、適切な維持及び更新を要望します。

## 2. 湾岸地域における道路ネットワークの充実に向けた対応について

千葉県湾岸地域は、首都圏の経済活動を支える重要な拠点を有し、今後も交通需要の増加が見込まれ、湾岸地域における新たな道路ネットワークは、地域のポテンシャルを十分発揮するものとして期待されます。

そのような中で、新湾岸道路については、蘇我 IC 周辺ならびに市原 IC 周辺から外環高谷 JCT 周辺までの湾岸部において検討を進める方針が示されたものの、東京都側との接続は示されておりません。

については、千葉県三番瀬再生計画との整合性を確保しつつ、東京都との連携を図り、都県間を結ぶ区間に係る計画の具体化に向けた検討を進めるとともに、慢性化する国道 357 号の渋滞解消のため、現在整備が進められている塩浜立体区間及び船橋市域改良事業の早期完成について国に働きかけることを要望します。

### 3. ヤングケアラーへの支援について

ヤングケアラーへの支援は、居住地や学校の所在にかかわらず、全ての児童生徒に対して、切れ目なく行き届くよう、周知啓発や相談体制の構築など広域的な取組が必要ですが、市町村単独のアプローチには限界があるため、県による広域的な支援が必要です。

については、次の事項について要望します。

- (1) 県内在住の高校生をはじめとする全ての児童生徒に対して、ヤングケアラーに関する支援が行き届くよう、居住地によらない広域的な支援ができる体制を構築するとともに、市町村間で広域的な対応が必要となった場合の情報共有についてガイドライン等を示すこと。
- (2) ピアサポートやオンラインサロン等、地域を問わずに実施することが望ましい事業は、今後も継続的に県において実施するとともに、悩んでいる児童や生徒がより利用しやすい環境となるよう拡充すること。
- (3) 支援が必要なヤングケアラーに対しては、本人同意のうえ必要に応じて市町村のヤングケアラーコーディネーターや福祉の窓口につなぐ体制をとっているが、支援にあたって必要となる情報（ケア状況や、本人への連絡方法等）についての共通認識をもつためのルール作りをする等、広域的な支援体制を強化すること。
- (4) 直接支援する主体となる市町村の意見を吸い上げることが必要不可欠であることから、県として意見を集約する体制を整えること。
- (5) 高等学校や私立学校等に通学する児童生徒を対象としたヤングケアラーを把握するための任意の記名式調査においては、一部の市で独自に実施しているが、広域的な対応が必要であることから、県において実施すること。

#### 4. 医療機関等への支援について

県は、医療機関等に対し物価高騰等による給付金の支給等継続して事業を実施していますが、一部報道では、病院・診療所の倒産が過去最多となり、運営を続けられなくなっているとされています。

総務省による地方公営企業繰出金通知からも、小児医療に要する経費等、診療報酬等による収入をもって賄うことができないものがあると示されていることから、こういった状況は公立病院に限らず民間病院でも起こりうるものです。

医療機関等では、診療報酬が定められているため、物価高騰等による社会情勢の変化を診療費に転嫁することができません。診療報酬で補完ができないものは、直接的な補助制度を導入して対応すべきであり、持続可能な医療体制は、市単位では構築することはできないと考えます。

については、次の事項について要望します。

- (1) 小児二次救急の経費に対する補助に加え、病床稼働率が低いといわれる小児病床に対する補償等支援策を講じること。また、二次救急医療機関は、その経費を診療報酬等による収入のみで全て賄うことが困難な状況にあり、これらの医療機関に対し、経費に対する補助等支援策を講じること。
- (2) 県は、医療法人から報告された情報を分析し、その内容を公表するよう努めるとされていることから、報告された経営状況等を分析及び公表し、その結果においては国に対し必要な措置を講じるよう働きかけること。医療機関に対し物価高騰等による給付金の支給など、現行の支援事業を継続しているが、診療報酬では補完ができない経費に対しては、直接的な補助制度を導入すること。

## 5. 不登校支援に係る教員の加配について

令和6年度の国の不登校児童生徒数は過去最多を記録した前年度を更に上回り、過去最多を更新しております。また、県においても同様に不登校児童生徒数が増加し続けており、喫緊の課題となっています。

のことから、学校に登校しない、あるいは登校できない児童生徒の心の居場所となる施設の開設等、市町村において対応を行っているところです。

一方で、県による不登校支援に係る教員については、十分に配置されておらず、小・中学校等では、同学校内の職員での調整や、市費による支援員の雇用等で対応せざるを得ない状況です。

については、増え続ける不登校児童生徒への対策として、不登校支援を行う施設等を設置している全ての小・中学校等に対し、不登校支援に係る教員の加配を要望します。

## 6. 物価高騰への対策について

今もなお続く物価高の社会状況において、食料品をはじめとする生活必需品やエネルギーの料金引き上げは国民生活に深刻な影響を及ぼします。

近年、国際情勢の影響などにより、原材料費や燃料費、人件費などが上昇し、多くの食料品の価格の引き上げが続いている。また、千葉県は、将来にわたり安全な水を安定して供給し続けるため、令和7年12月定例県議会において、千葉県水道事業給水条例を改正し、水道料金の引き上げを決定したところです。

については、昨今の厳しい経済状況の中、県民生活支援のため、県として物価高騰対策を進めていただくことを要望します。

## 7. 三番瀬の保全再生について

三番瀬は、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域であり、多様な生き物が生息する東京湾の生態系のゆりかごとして、京葉3市においてかけがえのない地域資源となっています。

県では、平成18年度に自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指した「千葉県三番瀬再生計画」において三番瀬の再生に関する施策の基本的な方針等を定めていますが、事業計画については、平成28年度の第3次事業計画終了後、次期事業計画は策定せず、平成29年度からは各分野の施策の中で27の事業に取り組まれています。

については、次の事項について要望します。

- (1) 「千葉県三番瀬再生計画」に掲げる「三番瀬の再生の目標」に対して、定期的に現状を把握・評価し、施策を見直すことにより、三番瀬の自然再生を推し進めること。
- (2) 一連の施策の見直しに関するプロセスについては、公開した上で実施すること。
- (3) 生物多様性を取り巻く社会情勢については、ネイチャーポジティブの実現を目指す「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定される等、近年急速に変化している。これらの考え方を踏まえ、各分野における事業について、見直しを行い、三番瀬の自然再生を推し進めること。
- (4) 新湾岸道路の計画の具体化及び環境影響評価手続きにあたっては、「千葉県三番瀬再生計画」と整合性を確保しつつ、貴重な干潟である三番瀬への影響や漁業、市民生活への影響について、今後も引き続き、国・県・沿線市が一体となって取り組んでいくこと。

加えて、東京湾で発生する青潮は、沿岸部の住宅地等へ届く独特の腐乱臭や漁業資源であるアサリやホンビノス貝等の繰り返されるへい死、河川への流れ込みなど、人や生物、自然環境など広範囲に悪影響を及ぼしています。

## I. 広域要望

三番瀬においては、水質汚濁防止法に基づく水質総量削減により有機汚濁物質（COD）、窒素、リンの排水規制を通じて、僅かずつ水質改善が進んでいますが、青潮は毎年発生しており魚介類への甚大な被害も生じています。

については、青潮の発生抑制策として、継続的な有機物、窒素、リンの総量規制に取り組むとともに、貧酸素水塊の発生源となっている千葉港沖から幕張人工海浜沖に分布する海底窪地の埋め戻しや底泥の除去について、漁業関係者や専門家に意見を聞きながら、これまで以上に積極的な措置を講じ、実施内容の効果・検証を行うことを要望します。

## 8. 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度は、国において制度化されておらず、各都道府県の制度の下で市町村独自の助成を上乗せしており、財政上大きな負担となっています。

県では、平成 24 年 12 月から入院医療費の助成対象を中学校 3 年生まで拡大しましたが、通院・調剤については小学校 3 年生までのままとなっています。

また、本制度は、子どもの保健対策の充実と子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的として実施されていることから、居住地によりサービス水準に格差が生じないよう、全国一律の対応が望れます。

については、次の事項について要望します。

- (1) 子どもの医療費にかかる経済的負担を軽減する医療費助成制度は、少子化に歯止めをかけるために重要な施策であることから、市町村による格差を是正するため、入院及び通院・調剤の助成対象を全て高校 3 年生まで拡大とともに、県の負担割合について、現行の 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げること。
- (2) 基本的な医療制度の確立は国の責務で行うべきものであり、全国一律の制度とするため、法律の整備について国へ働きかけること。

## 市川市

### 1. 旧江戸川の護岸改修について

一級河川旧江戸川護岸は、整備から既に40年以上が経過していますが、八潮市の事故などもあり老朽化への対応について市民の意識が高まっています。また、首都直下地震をはじめとする大規模地震の恐れ、台風や局地的な豪雨の頻発など、自然災害の発生リスクが年々高まっていることからも、現在進行中である護岸整備の早期改修が求められます。

護岸整備の現状は、浦安市区間を高潮対策事業として整備した後、本市区域においては緊急用船着場の機能を有する常夜灯公園周辺(約300m)、広尾防災公園周辺(約420m)及び島尻地先の一部(約260m)の護岸改修に留まっています。

市事業区間約5.0kmのうち残る未整備区間約4.0km(約80%)については未だ目処がたっていない状況であり、市民の生命と財産を守るためにには、全区間の護岸改修が必要不可欠です。

については、次の事項について要望します。

- (1) 旧江戸川の護岸整備において、県「利根川水系江戸川左岸圏域河川整備計画」に基づき、高潮と地震時の安全性を確保した護岸改修に向けて一層迅速な対応を図ること。
- (2) 整備に際しては、旧江戸川は都市における貴重なオープンスペースであることから、同計画で位置付けられている「水辺に親しめる空間を創出する」考え方のもと、進めること。

## 市川市

### 2. 市川警察署の建て替えについて

現在、市川警察署は、本市の全面積 56.39 平方キロメートルのうち、行徳警察署の管轄地域を除いた、約 80 パーセントに当たる約 44.18 平方キロメートルを管轄とし、日々、市民の生命、身体、財産の保護に努められています。

地域の治安維持の拠点となる現有施設は昭和 51 年に地上 7 階、地下 1 階、延床面積 5,147 平方メートルとして建設されており、約 50 年が経過し、老朽化が進行していると伺っています。

また、本市と市川警察署との意見交換会において、市川警察署より建て替えに関する前向きなご意見をいただきました。

については、市民の安全・安心確保のため、適切な警察組織体制構築の観点から、現有施設の建て替えについて早期に検討に着手するよう要望します。

## 市川市

### 3. (仮称) 押切・湊橋の早期整備及び事業区間の無電柱化と命名権の確保について

江戸川、旧江戸川の都県境では、市川橋から今井橋までの間、約8kmにわたって一般道路の橋梁が無く、既存橋梁付近では慢性的な交通渋滞が発生しています。

(仮称) 押切・湊橋は、平成5年に市川市が東京外かく環状道路受け入れに際し付した9分類22項目「7. 交通」において、県に対して整備を要望した橋梁です。

当該橋梁を含む市川都市計画道路3・4・25号湊海岸線は令和4年2月に都市計画変更され、令和5年1月に千葉県が事業認可を取得したところです。

都県境の既存橋梁付近では慢性的な交通渋滞が発生しており、災害時には避難者や帰宅困難者の集中によって渋滞が助長され、避難行動や救助・救援活動の支障となることが懸念されます。

また、橋の命名に関して、過去の事例によると、千葉県と東京都に架かる都県橋のため、千葉県は市川市へ意見の照会、東京都は江戸川区へ意見の照会をし、4自治体での調整を経て決定されると推察されます。

については、交通の円滑化及び防災機能の強化のため、早期整備及び事業区間の無電柱化と千葉県（市川市）への命名権の確保を要望します。

## 市川市

### 4. 農業振興地域における指定除外について

現在、県の農業振興地域整備基本方針により、本市の北部地域において、386ヘクタールが農業振興地域に指定され、139ヘクタールを市の農用地区域に指定しています。

今後、北千葉道路をはじめインフラ整備による都市化の進展が予想され、都市と共生した持続可能な農業の推進が必要である一方で、本市の農業は、市街地及びその周辺地域において行われる都市農業であり、農業者の高齢化、担い手不足が顕在化しています。

このため、認定農業者等の意欲ある担い手への農地集積を進め、農用地を可能な限り保全・確保する必要性を認識しております。

については、農業振興地域整備計画の変更においては、農業振興地域における地域特性を踏まえたうえで、「周辺環境と調和する空間」とし、農地の保全や活用を図り柔軟な対応とするよう要望します。

## 市川市

### 5. 市川市内における県が事業主体となる県道の整備について

本市では湾岸道路や京葉道路に加え、東京外かく環状道路や妙典橋、市川都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線の全線開通により、交通利便性が飛躍的に向上しました。さらに今後、北千葉道路の全線開通や新湾岸道路の整備実現により、交通利便性は益々向上するものと期待されています。

しかしながら、現状では、慢性的な交通渋滞による大気・騒音環境の悪化や、渋滞を回避する車両等の市街地・生活道路への流入により、市民生活へ多大なる影響が生じています。

については、交通の円滑化、慢性的な渋滞解消、災害時の避難路・物資運搬路の確保など、様々な交通課題に対応するため、県が事業主体となっている以下の道路の早期整備を要望します。

#### (1) 外環道路関係

市川都市計画道路3・4・13号二俣高谷線

#### (2) 北千葉道路関係

市川都市計画道路3・3・9号柏井大町線

#### (3) 既存道路

市川都市計画道路3・4・20号市川松戸線

## 市川市

### 6. 真間川下流部における放置車両及び不法係留船について

一級河川真間川は、本市を代表する水辺空間の一つであり市民に親しまれていますが、下流部の原木地区、原木橋南側のエリア約500mの区間では、放置車両が10数台あるほか50隻以上の船舶が不法に係留されており、環境の悪化や河川管理上の問題が懸念されます。

河川区域における放置車両や不法係留は、生活環境や治安、水辺の景観の悪化に加えて、洪水時の流下阻害や船舶の流出による災害の発生等につながる可能性があり、県においては、注意喚起看板の設置の他、所有者が判明した船舶等への対応を行っていただいているが、所有者不明の船舶等については、改善に至っていないところです。

については、放置車両の撤去及び船舶の係留の適正化に向けて、河川管理者である県において引き続き実効性のある対策を図るよう要望します。

以上のことについて要望します。

令和8年1月26日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

京葉広域行政連絡協議会

会長 内田 悅嗣

浦安市長 内田 悅嗣

船橋市長 松戸 徹

市川市長 田中 甲